

鹿屋体育大学TASSプロジェクト実施要領

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成23年9月12日

平成24年6月4日

平成26年3月7日

平成27年1月5日

平成30年3月29日

令和元年6月19日

令和3年5月14日

第1 趣 旨

TASS (Top Athlete Support System) プロジェクトは、鹿屋体育大学学生の競技力向上のために、実践活動に直接寄与する研究を実施し、得られた研究成果をフィードバックさせることにより競技力向上を図り、トップアスリートの育成並びに強化に資することを目的とする。

第2 組 織

TASSプロジェクトは、研究課題ごとにプロジェクトを組織し、複数の専門分野（系等が複数にまたがることが望ましい）の者が共同で研究を行うため、それぞれのプロジェクトにプロジェクト長を置くものとする。

各プロジェクトへの参加は原則として学内研究者とするが、必要に応じてプロジェクト長が推薦する者の参加を認めることができる。

第3 申 請

プロジェクト長は、あらかじめ競技力向上のための研究計画書を学長に提出するものとする。

第4 選 考

学長は、提出された研究計画書に基づき、各プロジェクト長に対し研究内容に関するヒアリング等を実施し、プロジェクトの採否及び事業経費の額を決定するものとする。

第5 運 営

プロジェクト長及びプロジェクト構成員は、採択された研究計画に基づき、プロジェクトを実施するものとする。

プロジェクト長は、各プロジェクトの活動を円滑に進めるための連絡調整を行うとともに、各プロジェクトの活動状況を点検・評価し、必要に応じて学長に報告するものとする。

第6 期 間

プロジェクトの設置期間は、原則として3年以内とする。

第7 継続の決定

複数年プロジェクトの場合、各プロジェクト長は2年目以降の研究計画書（複数年事業用）を年度毎に学長へ提出するものとし、学長は、進捗状況に関するヒアリング等を実施し、プロジェクト継続の可否及び各年度の事業経費の額を決定するものとする。

第8 報 告

プロジェクト長は、研究期間終了後、報告書を学長に提出するものとする。

第9 成果の公表

プロジェクト長は、プロジェクトの研究成果について、原則として研究成果報告会での発表を経て、プロジェクト終了後2年以内に論文としてまとめ、公表するものとする。

第10 事後評価

学長は、プロジェクトの成果に対し、事後評価を行い、評価結果を次回のプロジェクトの選考に反映させるものとする。

第11 経 費

プロジェクトに必要な経費は、当分の間、重点プロジェクト事業経費をもって充てるものとする。

第12 事 務

TASSプロジェクトの事務は、研究・社会連携課が行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平23.9.12）

この要領は、平成23年9月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平24.6.4）

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平 2 6． 3． 7）

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7． 1． 5）

この裁定は、平成 2 7 年 1 月 5 日から施行し、平成 2 6 年 1 1 月 1 日から適用する

附 則（平 3 0． 3． 2 9）

この裁定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令元． 6． 1 9）

この裁定は、令和元年 6 月 1 9 日から施行する。

附 則（令 3． 5． 1 4）

この裁定は、令和 3 年 5 月 1 4 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。